

各 位

(株)アルミ表面技術研究所

令和6年度アルミニウム陽極酸化処理技能検定受検のご案内

(アルミニウム陽極酸化技能士試験、1級、2級) (3級は実施していません)

令和6年度のアルミニウム陽極酸化処理技能検定受検を下記のとおりご案内申し上げますので、(株)アルミ表面技術研究所経由で代理申請を希望される方は、貴社の受検希望者を取り纏めた上で、添付の受検申請書送付依頼書に必要事項を記入し、3月13日(水)までにFAXでご送付ください。

申請書送付依頼書を受付次第、受検申請書を送付致します。申請書に添付する写真(4cm×3cm)を予めご用意下さい。(写真は2枚必要です)なお、申請書の様式が前回と変更となっていますので、ご注意ください。受検申請書に健康保険被保険者証等の本人確認の書類のコピーを貼り付けることが必須となっています。運転免許証のコピー貼付は不可です。

記

- 実施予定： 実技試験 6月24日(月)～6月28日(金)の間で指定された1日
(受検者数により変更となる場合があります。ご注意ください)
学科試験 8月25日(日)午前
東京都より各受検者個人に受検票・会場のお知らせが届きます。

- 申請手続： (株)アルミ表面技術研究所経由の場合) (代理申請)
申請書を(株)アルミ表面技術研究所へ送付されると同時に受検料を銀行振り込みされますと当社で纏めて代理申請手続きを致します。
(東京都職業能力開発協会へ直接お申込みの場合)
申請書を直接郵送(簡易書留)することになります。窓口受付は不可。
東京都職業能力開発協会
送付先〒102-8113 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階
TEL 03-6631-6052 FAX 03-6631-6055

- 受検資格： 添付の書類をご参照下さい。

- この書類に関するお問合せ先：

(株)アルミ表面技術研究所 検定教育部
〒302-0034 茨城県取手市戸頭9-18-3 遠藤、廣原
TEL 0297-78-2541 FAX 0297-78-2278

(株)アルミ表面技術研究所 代理申請での受検申請について)

受検申請書に必要事項を記入の上、3月29日(金)(必着)までに当社へ送付下さい。なお、受検手数料は、申請書と同時に納入することになっていますので、銀行振込にて3月29日(金)までに送金下さい。また、受検手数料の他に必要な費用といたしまして、事業主援助金並びに設備使用料がかかりますので、予めご承知おき下さい。これらの費用につきましては、後日ご請求させていただきます。

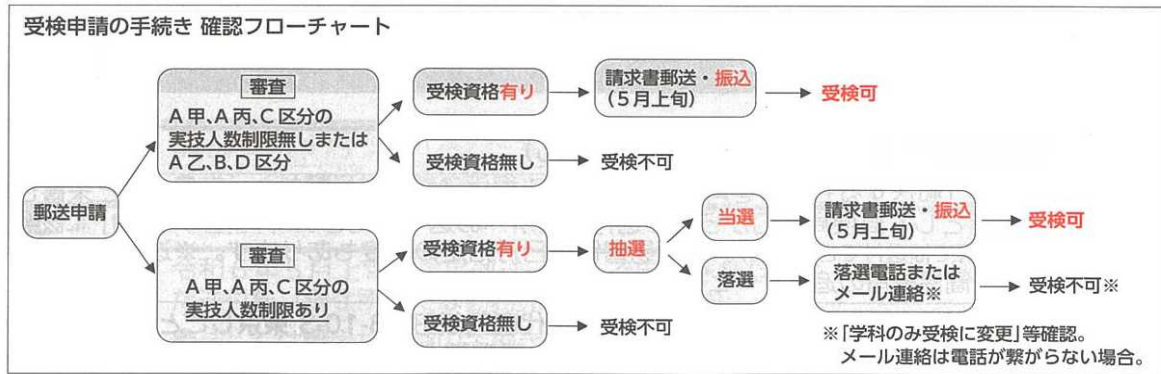
事業主援助金は、アルミニウム陽極酸化処理実技費用として東京都より交付される委託金の不足充当分として事業主の方々にご援助いただく費用です。また、設備使用料は、設備の維持・保全、修理等に充当させていただきます費用です。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(受検手数料)

添付の書類をご参照ください。若者の減免制度の対象者が変更となっています。ご注意ください。

受検料振込先：^{じやうようぎんこう}常陽銀行 ^{とがしらしてん}戸頭支店 普通預金N0. 1224748 (株)アルミ表面技術研究所
(振込手数料は貴社でご負担ください。) カブシキシャアルミヨウメンギジュツケンキョウジヨ

(アルミニウム陽極酸化技能士試験は1級、2級のみ) (3級は実施していません)



3

受検手数料

(東京都産業労働局関係手数料条例及び東京都技能検定試験手数料の額を定める規則に基づく)

【ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的とした減免制度】

下記の①、②の両方を満たす方は、受検手数料が9,000円減額となります。

① 2級または3級の実技試験を受検する方

② 令和6年4月1日時点で34歳以下の方 (1989年・平成元年4月2日以降に生まれた方)

- 生活保護法等の規定により保護を受けている方は、受検手数料の減額または免除を受けることができます。詳細は当協会へお問い合わせください。
- 受検手数料は非課税です。
- 納付された受検手数料は、原則として返還されません。

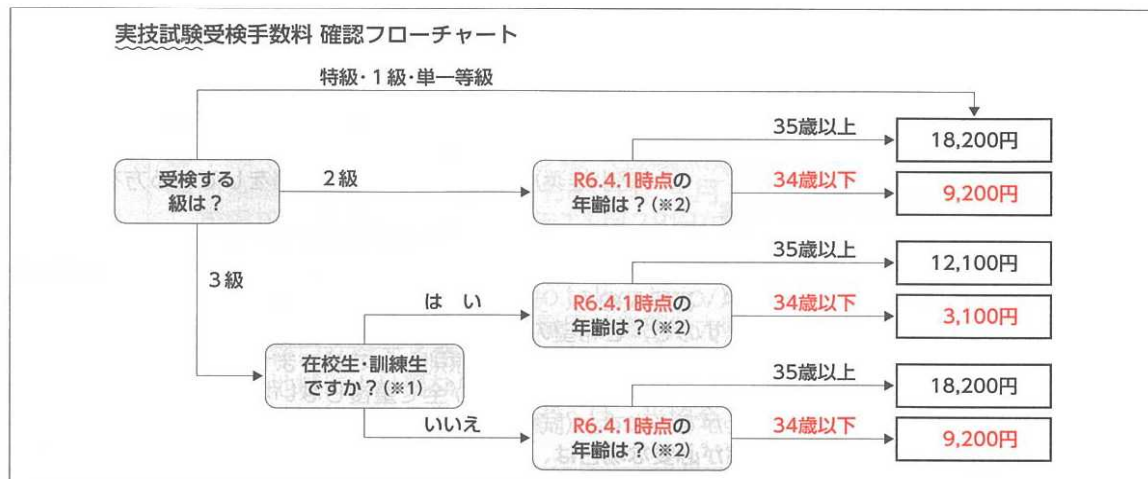
受検手数料一覧表

受検する級	R6.4.1時点の年齢 ※2	実技・学科とも受検 (A甲区分)	実技のみ受検 (A丙・C区分)	学科のみ受検 (A乙・B区分)	実技・学科とも免除 (D区分)
特級・1級・単一等級	全年齢	21,300円	18,200円		
2級	35歳以上	21,300円	18,200円		
	34歳以下	12,300円	9,200円		
3級	35歳以上	21,300円	18,200円	3,100円	2,000円
	34歳以下	12,300円	9,200円		
	在校生	15,200円	12,100円		
	・訓練生 ※1	6,200円	3,100円		

※1 在校生・訓練生とは次のいずれかに該当する方をいいます。なお、対象者は受検申請時に生徒手帳または学生証等のコピー (科目名・コース名等が確認できるものに限る) を同封してください (無い場合は学生割引が適用されません)。

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校の在校生
- ② 公共職業能力開発施設または認定職業訓練施設の訓練生 (就職している者を除く)
- ③ 職業能力開発総合大学校の在校生 (就職している者を除く)

※2 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は、年齢に関係なく、「35歳以上」の受検手数料となります。



※ 9：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする（申請書「職歴欄」に記入すること）。
 ※ 10：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

5 受検資格一覧表

下表の要件を備えている方が受検できます。なお、「実務の経験年数」とは受検する職種に関する実務経験のことを指し、申請受付期間の最終日で算定します。

(単位 年)

受 検 対 象 者		特 級 ※ 1	1 級		2 級		3 級 (※ 4)	単 一 等 級
		1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	2 級 3 級 合格後	3 級 合格後		
実 務 経 験 の み			7		2		※ 9	3
検 定 職 種 に 関 す る 学 科、 訓 練 科 又 は 免 許 職 種 に 限 る	専門高校卒業 ※ 2	5	6		0		0	1
	専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業							
	短大・高専・高校専攻科卒業 ※ 2		5		0		0	0
	専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		4		0		0	0
	大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ※ 2							
	専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		6		0		0	0
	専修学校(※ 5)又は 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定した ものに限り) ※ 6		800h以上	2	4	0	0	※ 8
	1,600h以上		5			0	0	※ 8
	3,200h以上		4			0	0	※ 8
	短期課程の普通職業訓練修了 ※ 3 ※ 10		700h以上		0		0	※ 7
	普通課程の普通職業訓練修了 ※ 3 ※ 10		2,800h未満		0		0	1
	2,800h以上		4		0		0	0
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練 修了 ※ 3 ※ 10		3	1	2	0	0	0
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練 修了 ※ 10			1		0	0	0
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了 ※ 10			1		0	0	0
	職業訓練指導員免許取得			1		—	—	—
	高度養成課程の指導員養成訓練修了 ※ 10			0		0	0	0

※：表中の□内の数字は、学校卒業後、訓練修了後、免許取得後及び技能検定下位級合格後からの実務の経験年数。

※ 1：特級申請時には受検区分に関わらず当該職種1級合格証書のコピー（A4縮小推奨）を同封すること。

※ 2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※ 3：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限り）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※ 4：3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者、検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者及び「3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書」の交付を受けた者も受検できる。

※ 5：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程以外の専修学校

※ 6：専修学校（※ 5）、各種学校については、厚生労働大臣が指定した施設で、かつ受検する職種に関する学科についても厚生労働大臣が指定したものに限られます。詳しくは当協会までお問合せ下さい。

なお、下記のHPで詳細がご覧になれます。

【厚生労働省】検定職種のHP

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syokunou/ginou/aramashi/kansuru.html>

※ 7：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※ 8：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※ 9：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする（申請書「職歴欄」に記入すること）。

※ 10：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。